

業務速報

会社が新型インフルエンザ対策本部を設置！ 迅速に対応することを労使で確認！

5月19日、大阪府や兵庫県など近畿圏に感染が急速に拡大している新型インフルエンザについて、現時点における会社の対応について説明を受けました。尚、緊急の申し入れ「申」第33号については5月27日に業務委員会を予定しています。会社の説明と主なやり取りは以下の通りです。

1. 新型インフルエンザの罹患者及び罹患の疑いがある場合

- (1) 新型インフルエンザ罹患した場合には休業とし、通常、年休か私傷病として取り扱う。尚、発症後は最低7日間、解熱後は2日間は就業を禁止する。
- (2) 罹患の症状が出た場合には、原則、以下の症状（38℃の発熱に加え、咳、鼻水、鼻づまり、関節痛、全身倦怠感の内1つ以上の症状）が社員から申告があった場合は、直ちに居住地の最寄の保健所に連絡し、保健所の指示を受けるように命じると共に、出社を禁じ、退社を命じる。
- (3) 勤務の途中で申告があった場合は、勤務を打ち切って、原則と同様に保健所に連絡し就業を禁止する。この場合、私傷病か本人の了解で、それまでの労働を放棄するなら年休扱いとする。
- (4) 乗務員などの代替え要員のいない場合は、翌日から就業を禁止する。

2. 新型インフルエンザ患者と濃厚接触者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法、第四十四条の三）の規定「参考1」により、都道府県知事から 感染に対して協力要請を受けた場合

- (1) 業務遂行上で濃厚接触になった者
都道府県知事の協力要請に協力することを原則とする。この場合は就業禁止とするが、賃金は調整しない。（減額しない）尚、本人がインフルエンザを発症した場合は私傷病または年休とする。
- (2) 業務以外で濃厚接触になった者
都道府県知事の協力要請に協力することを原則とする。この場合も就業禁止とし、賃金は賃金規定126条1（休業等）により、平均賃金の60/100を支給する。尚、本人の希望により年休を妨げない。
- (3) 感染予防の協力要請については別途。

3. その他

- (1) 同居親族に症状があった場合や都道府県知事からの協力要請があった場合には箇所長に報告すること。
- (2) 同居親族に症状の疑いがあった場合にも箇所長に報告すること。
- (3) 感染予防については各現場に掲示してある。

組合：対策本部はいつ設置したのか。

会社：本社、地方とも5月18日に設置した。

組合：現時点の会社の対策は何か。

会社：厚生労働省が指定した地域に該当する新大阪駅を感染を予防する駅として5月18日から当面の間、マスクの着用を指示した。

組合：感染者と濃厚接触（2メートル以内）する業務である車掌や運転士にもマスクの着用を指示しないのか。

会社：マスクを一人2枚配布しているが、着用の指示はしていない。

組合：社員に感染者は発生していないのか。

会社：本日、15時現在では感染者は発生していない。

組合：乗務員などの代替え要員のいない場合は、翌日から就業を禁止する。との説明だが、本人が乗務できないと申告した場合はどうするのか。

会社：これまで通りの対応である。（乗務させない）

組合：乗務中に申告した場合はどうするのか。

会社：まれに乗務中に症状が出た場合は、指令に報告し指示を受けることになるが、マスクを着用させ業務は行わせることはない。

組合：マスクが不足しているとの報道があるが、在庫はあるのか。

会社：十分にある。

組合：これまでの対応は国土交通省からの指示に基づくものか。

会社：そうだ。拡大すれば迅速に対応する。

以 上

「参考1」

（感染を防止するための協力）

第四十四条の三

- 1 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

「参考2」

（「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲）（5月18日2：00現在）

兵庫県神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、北区の区域に限る）、兵庫県芦屋市の全域、大阪府豊中市の全域、大阪府池田市の全域、大阪府吹田市の全域、大阪府高槻市の全域、大阪府茨木市の全域、大阪府八尾市の全域、大阪府箕面市の全域、大阪府三島郡島本町の全域、また、特に中学校及び高等学校の在校生に新型インフルエンザの感染者が増加している状況に鑑み、広めの地域で中学校及び高等学校の臨時休業を要請することが適当と考えられることから、中学校及び高等学校の臨時休業の要請に限り、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲を兵庫県の全域、大阪府の全域とします。